

国富町立森永小学校  
いじめ防止基本方針



# 国富町立森永小学校いじめ防止基本方針

国富町立森永小学校

## はじめに

学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

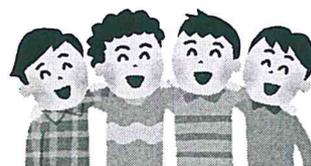
改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「国富町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、森永小学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めました。森永小学校において学校を挙げ、いじめ防止に全力で取り組んでいくことを強く宣言致します。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	インターネット上のいじめへの対応	6
3	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導體制	6
(2)	校内研修の充実	6
(3)	校務の効率化	6
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	7
(5)	地域や家庭との連携について	7
(6)	関係機関との連携について	7
4	重大事態への対処	7
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	8

【参考】別紙1～4



## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

#### (1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

ア いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

イ 保護者にいじめの兆候が見られないか、留意してもらうように啓発します。

ウ 心のアンケートを月1回（いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会があるまでに行い、児童の変化に気付くよう努めます。）

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、すでに設置している「心の会（いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会）」を充てることにします。なお、会は全職員参加の月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

